

寄附金税額控除の概要(個人住民税)

寄附金税額控除の対象寄附

- 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
- 国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金
※ 「国に対する寄附金」及び「政党等に対する政治活動に関する寄附金」を除く
- 認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、条例で個別に指定する寄附金

税額控除額

〈基本控除額〉

$$\underline{(\text{寄附金}(\text{※1}) - 2\text{千円}) \times 10\%(\text{※2})}$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
 - ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

〈特例控除額※3〉

$$\underline{(\text{寄附金} - 2\text{千円}) \times (90\% - 0\sim 40\%[\text{寄附者に適用される所得税の限界税率}])}$$

※3 ふるさと寄附金にのみ適用され、個人住民税所得割額の1割を限度

※個人住民税の控除は、寄附をした翌年度の個人住民税から控除